

健康保険 任意継続被保険者資格取得申出書

被 保 険 者 記 入 欄	フリガナ			性別	男・女
	氏名				
	住所	〒 ー			
		自宅電話番号	()		
		携帯電話番号	()		
	生年月日	昭和・平成	年	月	日
	退職前の 保険証の記号・番号	記号	番号		
	退職前の事業所名				
	退職前の 事業所での資格取得日	昭和・平成・令和	年	月	日
	退職前の事業所での資格喪失日 (退職日の翌日)	令和	年	月	日
任意継続被保険者制度の 保険料支払方法 *いずれかに○をして ください	毎月払い・半年払い・一年払い				
	毎月払い：毎月保険料を払う方法				
	半年払い：4月(又は加入月)～9月までと10月(又は加入月)～3月までの年2回				
	一年払い：4月(又は加入月)～3月までの年1回				
* 資格取得日より初回の保険料が「半年払い」「一年払い」とならない場合があります。					
給 付 金 受 取 口座	健康保険組合から給付金等があった場合、下記の金融機関（*郵便局は除く）に振り込んでください。(未記入可)				
	金融機関名	銀行		支店	
	預金種別	口座番号			
	口座名義人	*申請者の名義に限る			

注 意 事 項	1.お願い：資格取得を希望される方は裏面の『健康保険 任意継続被保険者資格取得申出書を提出される方へ』を熟読の上、間違えのないよう手続きをお願いします。
	2.加入期間：任意継続被保険者となってから2年間で期間満了になります。
	3.申出書提出期間：退職日の翌日（資格喪失日）から20日以内に提出してください。被扶養者がいる場合は、申出書と併せて『健康保険被扶養者（異動）届』と添付書類の提出が必要です。
	4.保険証：退職前に使用していた保険証は退職日の翌日からは使用できません。新しい保険証が出来上がる前に病院にかかりたい場合は、病院の指示に従ってください。医療費の全額を支払った時は、「療養費」の申請をすることにより払い戻しを受けることができます。

上記のとおり申出します。

令和 年 月 日

神奈川県管工事業健康保険組合理事長 殿

常務理事	事務長	業務課長	担当者

健 康 保 険 組 合 使 用 欄	任意継続被保険者の記号・番号	記号 番号				
	任意継続被保険者の被保険者期間	資格取得日	令和 年 月 日	資格喪失日	令和 年 月 日	
	標準報酬 月額	資格喪失時標準報酬月額	千円		支払方法	毎月払い・半年払い・一年払い
		決定標準報酬月額	千円		保 険 料	円
	被保険者証交付年月日	令和 年 月 日	受付年月日			
	初回保険料	納付期限				
入金日		令和 年 月 日				

『健康保険 任意継続被保険者資格取得申出書』を提出される方へ

任意継続被保険者制度は強制保険ではありません。

「国民健康保険へ加入する」「家族の健康保険の扶養家族となる」等についてもご検討ください。

1. 『任意継続被保険者制度』（以下『任継』）とは…

退職後2年間、希望により引き続き加入していた健康保険組合に加入することができる制度です。被保険者・被扶養者とも、給付内容・保健事業は在職時とほぼ同じです。

（任継加入後の傷病手当金・出産手当金については支給条件を満たした場合のみ支給されます。）

2. 任継に加入できる方…退職日までに、継続して神奈川県管工事業健保組合に2ヶ月以上加入している方。

3. 加入期間…退職後、最長2年間。

4. 加入手続き

（1）手続き期間…勤務先退職日の翌日から20日以内

（2）提出書類

①「健康保険 任意継続被保険者資格取得申出書」…提出

②「健康保険被扶養者（異動）届」…被扶養者がいる場合のみ提出

③被扶養者の認定に必要な書類…必要書類は、扶養する方の状況によって異なります。

勤務先の健康保険担当者もしくは健康保険組合へお問合せください。

④『特定疾病療養受療証』や『限度額適用認定証』の交付を受けている方

…再度、申請書の提出が必要です。退職後は、現在発行されている『証』は使用できません。

忘れずに手続きをお願いします。

（3）新しい保険証が届くまで…退職前の保険証は退職日の翌日から使用できません。

新しい保険証は、申出書を健保組合が受理し、勤務先の退職を確認後、作成、発行します。

新しい保険証が出来上がる前の受診は医療機関により対応が異なります。医療機関の指示に従って下さい。

5. 保険料（健康保険料＋介護保険料）

（1）保険料…勤務していた時は、事業主が約1/2を負担、被保険者が約1/2を負担していましたが、任継保険料は全額自己負担となります。そのため現在の保険料の約2倍程度の額を支払う事になります。

任継の保険料の額の確認は、健保組合へお問合せ下さい。

※保険料は、原則として2年間変わりませんが、下記の理由により変更となります。

- ・加入中に40歳になり、介護保険料の支払いが発生した場合（被扶養者が該当した場合も同じ）
- ・加入中に65歳になり、介護保険料の支払いがなくなった場合（被扶養者が該当した場合も同じ）
- ・健康保険料率・介護保険料率に変更された場合（変更時にお知らせいたします）

（2）保険料納付方法

①「月払い」「半年払い」「一年払い」のうち選択した支払方法（前納の場合は割引がありません。）

*資格取得日より、「半年払い」「一年払い」の取扱いが出来ない場合がありますので、ご了承ください。

②窓口で手続きをした場合…初回保険料を窓口で納付してください。

③納付期限内に保険料を支払う事によって、任継の加入手続きが終了となります。

6. 資格の喪失…任継加入後、以下の①～⑥の事由に該当したとき喪失（脱退）となります。

①加入後2年を経過したとき。

②被保険者が死亡したとき。

③被保険者が長寿医療制度の被保険者となったとき。

④保険料を納付期限までに納めなかったとき。

⑤再就職して、勤務先の健康保険制度に加入したとき。

⑥任意継続被保険者でなくなることを希望する旨を保険者に申し出たとき。

私は、上記注意事項を確認の上「任意継続被保険者」を希望します。

令和 年 月 日 氏名